農業委員会初総会開く

会長に　小舟戸桂二氏
会長代理　茅原　新二氏
を選出

◎会長　小舟戸桂二氏
大正十年生、五十四才
農業委員四期目

◎会長代理　茅原新二氏
昭和三年生、四十七才
農業委員四期目

推薦委員に

◎渋谷　泉氏（農協推せん）
◎佐藤　惇氏（議会推せん）
◎佐久間正夫氏（〃）

農業委員会委員は、選挙による委員十九名のほか、農業団体および、議会が学識経験者として推せんしたもの（三名）を合せて二十二名で構成されます。

このたびの改選では、農業団体（農協）からは組合長理事の渋谷泉氏、議会からは、佐藤惇氏と佐久間正夫氏がそれぞれ推せんされました。

少数激戦だった　農委選挙

改選後、初の農業委員会総会がさる七月二十五日招集され、会長の選出等役員人事が決定しました。

改選後の初総会は、法令により村長が招集することになっており、会議は村長のあいさつがあって、次いで委員の紹介、会長、会長代理の選出、議席の決定等を順次行ない会長には小舟戸桂二氏、会長代理には茅原新二氏をそれぞれ満場一致で選出しました。

三期連続無競走の無風状態であった農業委員の選挙は、九年ぶり久々の選挙戦をむかえました。

今回も無競走か……との一般の予想を裏切り、定数十九名に対し二十名が立候補、一名超過というなかで、一週間の選挙戦が行なわれました。

丁度中央では米価審議会が開催され、米価の大巾引上げを求める農民の実力行使等の展開があり、低調が予想された選挙戦も、農家意識を高めるしげきとなり投票率は九十五・二六％を記録しました。

開票の結果は、高橋幸隆氏が百五十六票を獲得してトップで当選、谷内田当平氏が九十一票で次点となりました。

選ばれた委員は、現役十二名、元一名、新人六名となり約三分の一が新旧交代し、平均年令も四十七才となり、一層新生で行動力ある活躍が期待されています。

◎農業委員選挙開票結果◎

当選	高橋幸隆	(43)	オ	156票	121	(現)
〃	高橋兵一	(46)		146	048	(新)
〃	宇野兵衛	(54)		146		(現)
〃	阿部和一郎	(44)		144		〃
〃	高橋寅治	(42)		143	027	〃
〃	栗原健次郎	(46)		143		(新)
〃	中村助次	(52)		142	077	(現)
〃	中村新之輔	(38)		134	922	(新)
〃	石倉八一	(59)		133		(現)
〃	斎藤正男	(44)		132		〃
〃	小舟戸桂二	(54)		130		〃
〃	今井照雄	(46)		129		〃
〃	茅原新二	(47)		127		〃
〃	久保田仁一	(43)		124		(元)
〃	神田英作	(52)		122		(新)
〃	高橋恒男	(50)		111	802	〃
〃	藤崎力夫	(53)		111		(現)
〃	松本冨蔵	(50)		104		〃
〃	清野稔	(38)		96		(新)
次点	谷内田当平	(48)		91		(新)

有効投票　2,566票
無効投票　26〃
投票総数　2,592〃

正しく使って楽しい花火

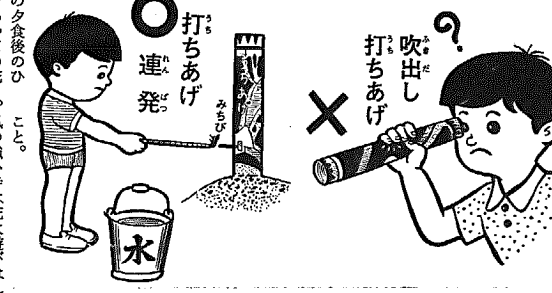

夏の夕食後のひとときを、家族そろっての花火あそびはたいへん楽しいものです。

しかし、夏期の乾燥しきっているときだけに、不注意や取り扱いをあやまると火災やケガのもとになりますから、次の点に十分ご注意ください

遊ぶ時の注意

○花火に書いてある遊び方を良く読んで必らず守ること。
○人や家に向けたり、もえやすい物のある所で遊ばないこと。
○風の強い時は花火遊びはしないこと。
○大人と一緒に遊ぶこと。
○水を用意すること。
○吹出し、打上げなどの筒物花火は途中で火が消えても筒をのぞかぬこと。
○花火はポケットに入れないこと。
○たくさんの花火に一度に火をつけないこと。
○花火をほぐして遊ばないこと。

七月臨時議会

農業委員推せん　補正予算等可決

七月臨時議会は、さる七月十九日開催され、農業委員の選任、固定資産評価員の選任、一般会計補正予算、請願書以上四件について審議し、午後五時閉会しました。

◎**議案の審議結果**

一、請願書「木津上農家組合から農業委員推せんに関する件」
※不採択

二、農業委員の推せんについて
※佐藤惇氏、佐久間正夫氏を推せん

三、昭和50年度一般会計補正予算「中学校補修工事費七百四万円」
原案可決

四、固定資産評価員の選任について、「建部利彦氏の選任」
※原案同意

農家は訴える　赤星病の撲滅対策を

収穫に大打撃か

今年は、なしの赤星病が異常発生し、本村のなしにもかなりの被害が出ています。

なしの赤星病対策は、県、村、生産者とも一生けんめい取り組んでいますが、残念ながらその防除効果はあまり期待できない実態です。防除の効果をあげるには、なんといっても病原菌を媒介する樹木のある村民各位のご協力が一番の決め手のようです。

この病気は、なしとかいずかいぶき等（びやくしん類）の間を往復して生活する性質があり、びやくしん類にできた胞子は、一㌔から二㌔も風に舞って飛散し、なしに被害を与えるものです。

なしの被害は、葉に鉄サビ状の病斑ができ、これが多くなると落葉し花芽のつきも、果実の肥大も悪くなり、甚だしい場合は樹が枯死することもあって恐れられています。

なし栽培農家はこうした環境からの被害に対しては防除がむづかしいことから、各方面に協力を要請し、行政上の措置を望んでいます。

そこで地域産業の振興という見地から、村民各位から次の点についてご協力を切にお願いする次第です。すでにかいずかいぶき等を植えてあるものは、できれば次の種類に植え代えし、新植にあたっては、かいずかいぶき等はさけていただきたいと思います。

かいずかいぶきは、ひのき、ひば類に。

たまいぶきは、どうだんつつじか、つつじに。

としよう、しんぱくは、他のものに。

異常発生した赤星病

県なし研修会

木津小学校で開かる

さる七月十八日県果樹振興協会主催による、第八回なし現地研修会が木津小学校で開催されました。

当日は、県下なし栽培農家三百五十余名が参加、午前は地元の精農家塚原敏氏、佐藤正夫氏、熊木惣衛氏の梨園を視察し、午後は、会場を木津小学校に移し、中川村産業経済課長から「横越村のなし栽培の現状と問題点」の報告と、県渡辺専門技術員から「なしの重点指導方針」についての講演がありました。

また、いま農家の悩みの種になっている「なし赤星病対策」について、横越、亀田、月潟の代表等から防除対策についての報告とともに、問題の深刻さを訴えていました。

これに対して県の各関係機関は、病気の因果関係を一般から理解してもらうこと。植木商協会に協力を求め、「作らない」「売らない」「植えない」の三原則で指導したい等それぞれの立場で提起されましたが、早急に解決できる具体策がでるまでには時間が必要のようです。

軽油免税証交付

収穫作業機（コンバイン）の

稲の刈取りも間近になりましたが、今年も収穫作業機用（コンバイン）に供する軽油の免税証交付が、次によって実施されますので、事前に役場（産業経済課）で耕地証明書等の手続をとるようにしてください。その際は、使用者証、印鑑を必らず持参願います。

（手続きはトラクターの時と同様です）

◎**交付に必要なもの**
継続申請者
免税軽油使用者証
印鑑（共同は全員の印鑑）
新規申請者
機械購入証明書（用紙は役場に用意）
印鑑（共同は全員の印鑑）

◎**その他**
申請にあたり、利用面積と軽油の購入先を決めておいてください。
機械の購入証明書を忘れずに。
委託耕作を受けている人は、委託証明書（用紙は役場に用意）が必要です。
（委託者の印鑑を押したもの）
不明の点がありましたら、役場産業経済課へお問い合せください。

◎**交付月日**
8月18日～8月19日
午前9時30分～午後3時まで

◎**場所**　新津財務事務所

○人間の財産は財産税の二倍、国民健康保険税の三倍です○